共同開発契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と△△株式会社（以下「乙」という。）は、 以下のとおり共同開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　 本契約書における用語の定義は以下のものとする。

・○○○…

・✕✕✕…

　…

第2条　 甲及び乙は、別紙1に定める内容及び別紙2に定める開発担当者名簿に従い、共同開発（以下「本共同開発」という。）を実施する。

第3条　 本共同開発の期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

2　本共同開発が上項の期日内で終わらない場合は、甲と乙は、期日の〇日前までに期間延長の有無及び延長期間について協議を行うものとする。

第4 条　 甲及び乙は、本共同開発に必要な範囲で各自が有する情報を相手方に提供するものとする。

第5条　 甲及び乙は、別途協議で定めた開発経費をそれぞれ負担する。

第6 条　甲及び乙は、必要に応じて報告会を開催するなどして本共同開発の進捗状況を相互に確認する。

第7条　 甲及び乙は、本共同開発の実施に伴い、新たな発明等が生じた場合には、速やかに相互に報告することとし、単独での出願・登録等を行ってはならない。

2　 本共同開発の実施により得られる知的財産権は、甲乙が共有する。共有割合については別途協議を行うものとする。

第8 条　 甲及び乙は、本共同開発の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、別紙2に記載の開発担当者以外に開示・漏洩してはならない。

2　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、相手方の秘密情報を本開発以外の目的に使用してはならない。

3　第1項における情報に関する秘密について 、甲及び乙は 、 別紙2に記載の開発担当者 （その所属を離れた後も含む。） に自己が負うのと同等の義務 を負わせるものとする。

4　本条は、本契約終了後も引き続き有効とする。

第9 条　 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

一 相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

二 相手方が本契約に違反したとき

…

第10条　 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲又は乙が故意もしくは重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

第11条　 この契約に定めのない事項を定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

第12条　 本契約に関する訴えは、○○地方裁判所の管轄に属する。

本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和〇年〇月〇日

甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 乙